

# 平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成19年6月に公布され、地方公共団体は、毎年度、財政の健全性に関する指標（健全化判断比率、資金不足比率）の算定を行い、公表することとなりました。

また、平成20年度決算からは、数値が基準以上となった場合には、財政健全化のための計画を策定することが義務付けられました。

本市の平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりであり、いずれの比率も早期健全化基準等を下回っています。

## ■ 薩摩川内市の健全化判断比率

健全化判断比率は、市の財政状況の健全度を表す指標です。

指 標		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
内 容		一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率（3ヵ年平均）	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
対 象 範 囲		一般会計等	全会計	一般会計等	一般会計等
本 市	20年度決算	—	—	12.4%	80.2%
	19年度決算	—	—	13.6%	86.7%
財政健全化法に基づく基準（20年度）	早期健全化基準	11.83%	16.83%	25.0%	350.0%
	財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	

※本市の実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と記載しています。

## 【用語解説】

### □ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模。

### □ 早期健全化基準（イエローカード）⇒ 自主的な改善努力による財政健全化の基準

財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準。

健全化判断比率の4つの比率について、それぞれ定められた数値であり、いずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

### □ 財政再生基準（レッドカード）⇒ 国等の関与による確実な再生の基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るための基準。

健全化判断比率のうち、将来負担比率を除く3つの比率について、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値であり、いずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。